基金対象配合飼料に係る支援金

令和７年度配合飼料価格高騰対策支援金事業

基金対象配合飼料支援金を受け取るための要件

✔ 愛知県内に農場を有し、事業主体と配合飼料価格安定制度の契約をしている方

事業主体

愛知県経済農業協同組合連合会
愛知県酪農農業協同組合
一般社団法人愛知県配合飼料価格安定基金協会
日本養鶏農業協同組合連合会

対象期間	令和７年７月～令和７年９月分
対象数量	対象期間内に納品数量または契約数量のいずれか少ない方 ※愛知県農場分に限る。
支援金単価（円/トン）	令和７年度第２四半期の配合飼料価格安定制度における輸入原料価格相当額の平均から令和３年度の配合飼料価格安定制度における輸入原料価格の平均を差し引いた金額の 1/4 以内（配合飼料価格安定制度の補てん金等との調整を行います。）
畜産農家等が提出する書類	申出書を事業主体に提出 ※複数の事業主体と契約している場合はそれぞれに提出が必要です。 ※提出については、各事業主体から別途連絡があります。
支払い予定時期	令和７年１２月（予定）

お問い合わせ先	
愛知県経済農業協同組合連合会	0532-47-8232
愛知県酪農農業協同組合	0564-53-2450
一般社団法人愛知県配合飼料価格安定基金協会	052-581-4803
日本養鶏農業協同組合連合会	03-5296-7041

配合飼料主原料（単味）に係る支援金

令和７年度配合飼料価格高騰対策支援金事業

支援金を受け取るための要件

- ✔ 愛知県内に農場を有し、対象期間内に県内農場に納品された配合飼料主原料の四半期の合計が１トン以上かつ飼養頭羽数が基準以上であること。（別紙の４（２）を参照）
- ✔ 事業主体が別に定める期限内に参加申込書及び必要書類を提出すること。
  （要件を満たせば、基金対象配合飼料に係る支援金と両方受け取ることができます。）

事業主体

愛知県経済農業協同組合連合会、愛知県酪農農業協同組合、一般社団法人愛知県配合飼料価格安定基金協会、日本養鶏農業協同組合連合会

対　象　期　間	令和７年７月～令和７年９月分
対　象　品　目	家畜に対し飼料として給与するもののうち、配合飼料の原料となる、①ビートパルプ、②とうもろこし（コーングルテンフィード、コーングルテンミール、DDGS を含む。）、③こうりゃん（マイロ、グレインソルガム）、④大豆油かす、⑤大麦、⑥小麦（小麦粉、ふすまを含む。）に該当するもの。
対　象　数　量	対象期間内に県内農場に納品された配合飼料主原料（単味）の数量
支援金単価（円／トン）	令和７年度第２四半期の配合飼料価格安定制度における輸入原料価格相当額の平均から令和３年度の配合飼料価格安定制度における輸入原料価格の平均を差し引いた金額の１／４以内（配合飼料価格安定制度の補てん金等との調整を行います。）
支援金単価	**基金対象配合飼料と同じ**
畜産農家等が提出する書類	①申請書兼請求書、②申請飼料一覧表、③請求書、納品書、領収書等の写し（飼料品目、納品日、納品数量、購入者、販売者が確認できるもの）
支払い予定時期	令和７年１２月（予定）

主原料（単味）に関するお問い合わせ先（別紙の書類の提出先と同じ）	
愛知県経済農業協同組合連合会	0532-47-8232
愛知県酪農農業協同組合	0564-53-2450
一般社団法人愛知県配合飼料価格安定基金協会	052-581-4803
日本養鶏農業協同組合連合	03-5296-7041

（別紙）

配合飼料主原料（単味）に係る支援金

配合飼料主原料（単味）に係る書類の提出先と留意事項
（配合飼料価格高騰対策支援金事業）

１　配合飼料価格安定制度の加入者

（１）１つの団体のみと契約をしている畜産農家等

配合飼料価格安定制度の契約をしている団体が書類の提出先です。

（２）複数の団体と契約をしている畜産農家等

ア　県酪の組合員（乳用牛を飼養する農家）は県酪（支所を含む）が書類の提出先です。

イ　アに該当しない農協の組合員については、JA あいち経済連（農協を含む）が提出先です。

２　配合飼料価格安定制度の未加入者

（１）県酪の組合員（乳用牛を飼養する農家）

県酪（支所を含む）が書類の提出先です。

（２）農協の組合員

（１）に該当しない農協の組合員は、JA あいち経済連（農協を含む）が提出先です。

（３）いずれにも該当しない方

（１）、（２）に該当しない方は、愛知県農業水産局畜産課へ１０月３日までにご連絡ください（052-954-6425）。

３　その他

事業主体間で提出先の調整がついた支援対象者は、１、２の限りではないこととする。

４　留意事項

（１）配合飼料主原料に係る支援金の提出書類について

複数の団体に書類を提出せず、１つの団体にのみ提出をお願いします。

（提出先は１及び２を参照）

（２）配合飼料主原料に係る支援金の参加要件

①愛知県内に農場を有し、対象期間内に県内農場に納品された配合飼料主原料の四半期の合計が１トン以上

②令和７年７月１日時点の飼養頭羽数が配合飼料価格安定制度の加入基準以上

（採卵鶏 100 羽、肉用鶏 500 羽、肥育豚 5 頭、種豚 2 頭、乳用牛 1 頭、肉用牛 1 頭、うずら 1,000 羽等以上）

なお、納品数量が当該農場における飼養頭羽数に見合っていないと県が判断した場合は対象外とします。